

1. 件名：「玄海原子力発電所設置変更許可申請（常設直流電源設備（3系統目）の設置）の適合性審査に関する面談」

2. 日時：令和元年11月18日（月） 11時00分～11時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

仲管理官補佐、竹田上席安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力技術部長 他4名

5. 要旨

（1）九州電力株式会社から、平成31年3月28日に申請された、玄海原子力発電所3、4号炉の原子炉設置変更許可申請書（第3直流電源）の補足説明資料について、資料の再提出があった。

（2）原子力規制庁は、資料の確認を行う旨を伝えた。

6. その他

提出資料：

- ・玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について（BA-005）
- ・玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について（BA-004）
- ・玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第3条の2の4 発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- ・設置許可基準規則等への適合性について（原子力事業者の技術的能力）補足説明資料
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））【43条、57条】
- ・玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 設置許可基準規則等への適合性について（所内常設直流電源設備（3系統目））【38条、39条、40条、41条】

- ・ 玄海原子力発電所 3 号炉及び 4 号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料について（所内常設直流電源設備（3 系統目））

以上